

保育料に関するQ&A

対象施設：保育所(園)、認定こども園(2号、3号)

小規模保育施設、家庭的保育施設

Q1：幼児教育・保育無償化が始まりましたが、保育料は無料になりますか？

A：3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無料となります。

Q2：保育料は何を基準に決めているのですか？

A：保育料は、保護者等の市民税の所得割額によって決定しています。

Q3：保育園、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設では保育料は違うのですか？

A：同じです。市民税の所得割額に応じて保育料を決定しています。ただし、保育料の他ににかかる費用(給食費、教材費、制服代等)は保育施設によって異なります。詳しくは各保育施設に直接お問い合わせください。

Q4：子の祖父と同居しており、父母の収入が少ない場合、保育料はどうなりますか？

A：父母(ひとり親の場合、父または母)の年収の合計が基準に満たない場合、同居の祖父、または祖母のうち、市民税の所得割額が高い方の所得割額を父母の所得割額に合算して利用料を決定します。

Q5：一度決定した保育料が変わることはありますか？

A：保育料は、その年度の認定変更時、市民税の所得割額に応じて毎年4月と9月に見直します。

Q6：欠席した場合や月の途中に入所した場合、保育料は日割り計算されますか？

A：保育料は月額のため、理由、出席日数に関わらず日割計算はされません。

Q7：保育料はどこにどのように納めればよいですか？

A：保育所(園)の場合、保育料は真岡市に口座振替か納付書で納めていただきます。納付書で納める場合、真岡市内の金融機関窓口及び、真岡市会計課、保育課で納付できます。認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設の場合、保育料は園や施設に直接納めることとなります。

Q8：保育料を口座振替で納付したいのですが、どこでどのように手続きすればよいですか？

A：「口座振替依頼書」に記入し、通帳届出印を押印の上、直接金融機関に提出してください。口座振替依頼書は真岡市保育課、及び二宮支所にあります。

Q9：保育料の引き落とし口座を変更したいのですが、どこでどのように手続きすればよいですか？

A：「口座振替依頼書」に変更後の内容を記入し、通帳届出印を押印の上、変更後の金融機関に提出してください。

Q10：保育標準時間と保育短時間では保育料は違うのですか？

A：保育料は、保育標準時間より保育短時間のほうが低くなります。

Q11：ひとり親世帯の保育料は無料ですか？

A：保育料は保護者等の市民税の所得割額によって決定しますので、無料とは限りません。また、3～5階層の一部（所得割額が77,101円未満）は、第1子は5,000円とし、第2子以降は無料とします。

Q12：離婚・婚姻した場合、保育料は変わりますか？

A：保育料の算定対象者が変わってくるため、離婚・婚姻の翌月から保育料が変更となる場合があります。真岡市保育課へご連絡ください。

Q13：2歳から満3歳に到達したことにより、年度途中で支給認定が3号認定から2号認定に切り替わると思いますが、その場合の保育料はどうなりますか？

A：満3歳に到達し、2号認定に切り替わった場合でも、その年度内については、3号認定の0～2歳児の保育料が適用されます。

Q14：第2子、第3子の保育料が減免されると聞きましたが、どうなるのですか？

A：3号認定の保育料については、3～12階層に属する世帯のうち、18歳未満の兄、または姉を1人以上有する場合は、第1子は全額負担になりますが、第2子以降は無料とします。

Q15：第2子の保育料は無料になりますか？

A：基本的には無料になりますが、一部、収入や兄、姉の年齢によって無料にならない場合もあります。詳しくは真岡市保育課までお問い合わせください。

Q16：広域利用（他市町村の施設を利用）をする場合の保育料はどうなりますか？

A：広域利用の場合においても、利用者の保育料については、居住地の市町村が定める保育料となります。真岡市民である場合、保育料は真岡市が設定します。